

宮崎市瓦屋根耐風対策事業のご案内

近年、令和元年房総半島台風をはじめとする強い台風の上陸により、建築物の瓦が脱落、飛散するなどの大きな被害が発生しています。このような被害を防ぐために、令和4年1月から瓦の緊結方法等を定める基準が改正されました。

宮崎市では、強風による脱落、飛散の危険性のある瓦屋根の改修を促進し、安全で安心な災害に強いまちづくりを推進するために、令和3年（2021年）12月31日以前に着工された建築物で、屋根が粘土瓦又はプレスセメント瓦で施工されているものについて、瓦屋根の耐風診断及び耐風改修に要する費用の一部を支援します。

申請前に着手しているものについては、補助の対象になりませんのでご注意ください。

◆告示基準の改正概要

		改正前	改正後
緊結箇所		軒、けらば（端部から2枚までの瓦） むね（1枚おきの瓦）	<u>全ての瓦</u>
緊結方法	軒 けらば	銅線、鉄線又はくぎ等で緊結	<u>3本のくぎ等（くぎ※又はねじ）</u> で緊結
	むね	銅線、鉄線又はくぎ等で緊結	<u>ねじ</u> で緊結
	平部	規定なし	<u>くぎ等</u> で緊結
イメージ図	<p>軒、けらば：端部から2枚までの瓦 むね：1枚おきの瓦</p> <p>網掛け部の瓦のみが緊結対象</p>	<p>軒、けらば、むね、平部：全ての瓦</p> <p>全ての瓦が緊結対象</p>	
	<p>このような留付けの瓦屋根に 台風や地震で多くの被害が発生。</p>	<p>令和4年1月から、新築時には 上記の工法による留付けを義務化</p>	

※容易に抜け出さないように加工したものに限る。

◆耐風診断 有資格者等※¹が、瓦の緊結方法等を定める告示基準※²の規定に適合しているか診断することをいいます。

※1 有資格者等とは、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士、又は建築士、その他同等以上の知識及び経験を有するもの。

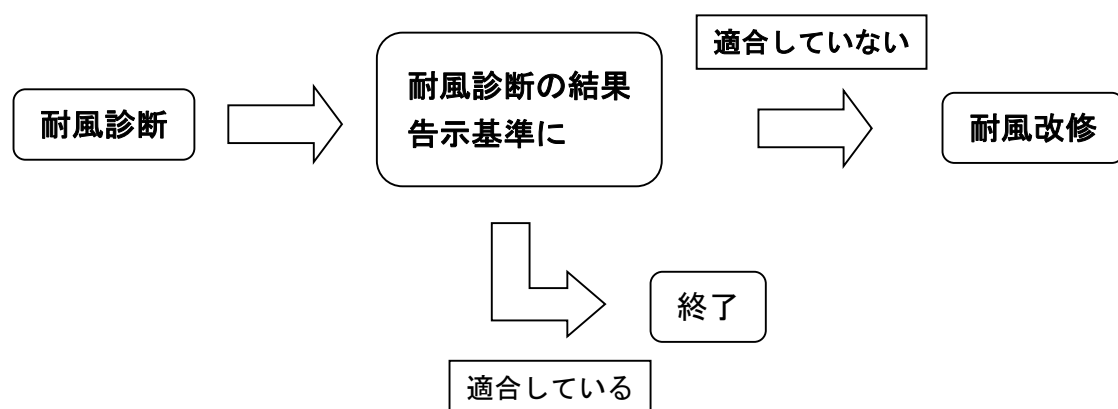
※2 告示基準とは、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号のこと。

◆耐風改修 耐風診断の結果が告示基準に適合していない瓦屋根を、次に掲げるいずれかの要件に適合するように行う工事のことをいいます。

1 告示基準に適合する瓦屋根に全面改修する工事

2 告示基準に適合するスレート屋根や金属屋根等へ全面改修する工事

1 補助事業の流れ



2 補助の対象となる建築物

耐風診断

◆次の全ての要件に該当するもの

- ・宮崎市内に存するもの
- ・令和3年12月31日以前に着工された建築物で、屋根が粘土瓦またはプレスセメント瓦葺きのもの
- ・建築物に明らかな法令違反のないこと

耐風改修

◆次の全ての要件に該当するもの

- ・上記の耐風診断の要件に該当するもの
- ・耐風診断の結果、瓦の緊結方法等を定める基準に適合しないと診断されたもの

3 補助の対象者

- ◆ 次のすべての要件に該当するもの(耐風診断、耐風改修共通)
 - ・ 補助の対象となる建築物の所有者、管理者又は占有者
(管理者、占有者の方は、所有者からの同意書が必要となります。)
 - ・ 市税を滞納していないこと
 - ・ 暴力団関係者でないこと

4 補助額

消費税等相当額は除き、算出された補助金額の千円未満の端数は切り捨てます。

耐風診断

耐風診断に要する費用(税抜)の2/3の額。ただし、21,000円が限度。

(例)

診断費 45,000円(税抜)の場合

$$\cdot 45,000 \text{円} \times 2/3 = 30,000 \text{円}$$

補助限度額 21,000円を超えているため、21,000円が補助額となります。

耐風改修

工事費(税抜)又は屋根面積(m²)×24,000円のいずれか低い額の23%の額。
ただし、552,000円が限度。

(例)

屋根面積 110.00 m²を改修する場合

①工事費 2,200,000円(税抜)

$$\textcircled{2} 110.00 \text{ m}^2 \times 24,000 \text{円} = 2,640,000 \text{円}$$

$$\textcircled{1} 2,200,000 \text{円} < \textcircled{2} 2,640,000 \text{円}$$

$$\textcircled{1} 2,200,000 \text{円} \times 23\% = 506,000 \text{円}$$

補助限度額 552,000円 > 506,000円 低い額の506,000円が補助額となります。

5 申込受付期間及び募集予定件数

令和6年5月20日(月)～令和6年11月22日(金)

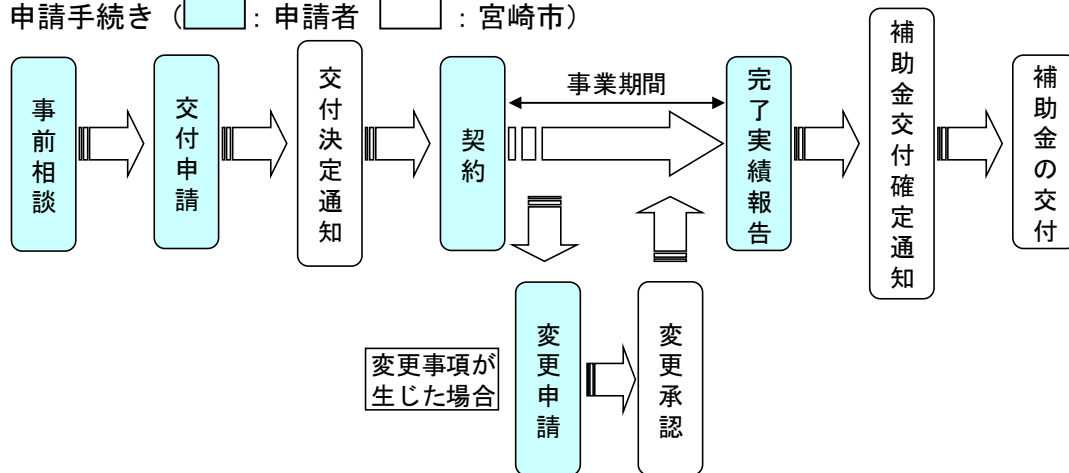
申込受付については『先着順』とし、予算額に達し次第受付を終了させていただきます。
変更承認申請の提出期限は令和6年11月29日(金)までです。
令和7年2月28日(金)までに事業完了の確認ができるものが対象となります。

6 申請の流れ（耐風診断、耐風改修共通）

耐風診断と耐風改修それぞれ申請が必要となります。

交付決定後に契約し、事業に着手してください。事前に契約、着手した場合は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

申請手続き（：申請者 ：宮崎市）



7 交付申請時の提出書類

提出書類（耐風診断・耐風改修共通）
<input type="checkbox"/> 宮崎市瓦屋根耐風対策事業補助金交付申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/> 事業計画書（事業概要、収支予算、市補助金の計算）
<input type="checkbox"/> 附近見取図
<input type="checkbox"/> 現況写真（瓦屋根の全景が写っていること）
<input type="checkbox"/> 宮崎市税の滞納無証明書（申請書提出3ヶ月以内のもの）
<input type="checkbox"/> 建築物の所有者等が確認できる書類（登記簿等）
<input type="checkbox"/> 建築物の建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿、課税通知書等）
<input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書
<input type="checkbox"/> 申請者の相手方登録申出書（金融機関確認印または通帳の写しを添付）
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めた書類
所有者以外が申請する場合
<input type="checkbox"/> 同意書
代理者に委任する場合
<input type="checkbox"/> 委任状

提出書類に加え、以下の書類が必要となります。

耐風診断	耐風改修
<input type="checkbox"/> 診断者の資格を証する書類	<input type="checkbox"/> 耐風診断結果報告書 (診断者の資格を証する書類、診断結果のわかる写真を含む)
<input type="checkbox"/> 耐風診断に係る見積書の写し	<input type="checkbox"/> 工事概要が確認できる図面 (屋根面積(積算根拠含む)、改修内容、メーカーの仕様等)
	<input type="checkbox"/> 耐風改修に係る見積書の写し

8 変更申請時の提出書類

補助金の交付申請の内容を変更をする場合(軽微な変更で、交付決定額に変更がないものを除く)は変更申請の手続きが必要となります。

提出書類(耐風診断・耐風改修共通)
<input type="checkbox"/> 宮崎市瓦屋根耐風対策事業補助金交付変更承認申請書(様式第4号)
<input type="checkbox"/> 事業計画書(事業概要、収支予算、市補助金の計算)
<input type="checkbox"/> 変更内容が確認できる書類
<input type="checkbox"/> 変更後の見積書の写し
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めた書類

9 実績報告時の提出書類

提出書類(耐風診断・耐風改修共通)
<input type="checkbox"/> 宮崎市瓦屋根耐風対策事業完了実績報告書(様式第8号)
<input type="checkbox"/> 事業実施報告書(事業概要、収支決算、市補助金の計算)
<input type="checkbox"/> 請求書
代理受領を希望される場合 <input type="checkbox"/> 請求及び受領に関する委任状 <input type="checkbox"/> 代理者の相手方登録申出書(金融機関確認印または通帳の写しを添付)

提出書類に加え、以下の書類が必要となります。

耐風診断	耐風改修
<input type="checkbox"/> 診断結果報告書	<input type="checkbox"/> 工事写真 (改修前後の写真、改修内容、緊結方法等のわかる写真)
<input type="checkbox"/> 現地調査写真(診断結果のわかる写真)	<input type="checkbox"/> 耐風改修に係る契約書の写し
<input type="checkbox"/> 耐風診断に係る契約書の写し	<input type="checkbox"/> 耐風改修に係る領収書の写し
<input type="checkbox"/> 耐風診断に係る領収書の写し	

※ 代理受領制度について

代理受領制度とは、申請者からの委任により、業者等が代理で補助金を受領することができる制度です。この制度を利用することで、申請者は工事費等と補助金の差額（自己負担分）のみを業者等に支払うことになるため、事前の費用負担が軽減されます。

（例）耐風改修工事費 220 万円（税抜）、補助金 50 万 6 千円の場合

通常の場合（事前費用負担あり）	代理受領の場合（事前費用負担なし）
<p>①申請者から業者へ 242 万円支払い(税込) ②242 万円の領収書の写しを宮崎市へ提出 ③宮崎市から申請者へ 50 万 6 千円支払い</p>	<p>①申請者から業者へ 191 万 4 千円支払い(税込) ②191 万 4 千円の領収書の写しを宮崎市へ提出 ③宮崎市から業者へ 50 万 6 千円支払い</p>

【お問い合わせ先・申請先】

宮崎市建築行政課 安全推進係

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

TEL : 0985-21-1813 (直通) FAX : 0985-21-1815